

岩手県告示第 605 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 8 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石遠野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市鶴住居町第 12 地割 6 番 18 地先から第 7 地割 47 番 22 地先まで	新	m 37.9~11.0	m 81.5
	旧	17.8~10.3	81.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 釜石地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 19 年 8 月 10 日から同年 9 月 10 日まで